

(6) 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(職員)

第33条 授産施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 施設長

(2) 作業指導員

(衛生管理等)

第34条 授産施設は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 授産施設は、当該授産施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(工賃の支払)

第35条 授産施設は、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、生産活動に従事している利用者に対して支払う工賃としなければならない。

(自立支援等)

第36条 授産施設は、利用者の状況等に応じ自立に向けた支援計画を立て、その計画に基づき、生産活動等の作業を通じた自立のための指導その他の必要な支援を行わなければならない。

第5章 宿所提供的施設

(規模)

第37条 宿所提供的施設は、規則で定めるところにより、30人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

(設備)

第38条 宿所提供的施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 炊事設備

(3) 便所

(4) 面接室

(5) 事務室

2 前項各号に掲げる設備その他の設備の基準は、規則で定める。

(職員)

第39条 宿所提供的施設には、施設長を置かなければならない。

(居室の利用世帯)

第40条 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、2以上の世帯に利用させてはならない。

(生活相談)

第41条 宿所提供的施設は、利用者の生活の相談に応ずるなどその者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

(衛生管理等)

第42条 宿所提供的施設は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 宿所提供的施設は、当該宿所提供的施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第6章 医療保護施設

(医療保護施設)

第43条 医療保護施設は、医療法(昭和23年法律第205号)その他

の医療に関する法令に基づき適切に運営されていなければならない。

第7章 雜則

(補則)

第44条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和62年3月9日前から引き続き存する救護施設については、第17条第2項第15号の規定にかかわらず、当分の間、汚物処理室を設けることを要しない。

地域福祉課

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第51号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 訪問介護

第1節 訪問介護(第4条-第40条)

第2節 基準該当訪問介護(第41条-第43条)

第3章 訪問入浴介護

第1節 訪問入浴介護(第44条-第52条)

第2節 基準該当訪問入浴介護(第53条・第54条)

第4章 訪問看護(第55条-第66条)

第5章 訪問リハビリテーション(第67条-第75条)

第6章 居宅療養管理指導(第76条-第83条)

第7章 通所介護

第1節 指定通所介護(第84条-第96条)

第2節 指定療養通所介護(第97条-第113条)

第3節 基準該当通所介護(第114条・第115条)

第8章 通所リハビリテーション(第116条-第125条)

第9章 短期入所生活介護

第1節 指定短期入所生活介護(第126条-第143条)

第2節 ユニット型指定短期入所生活介護(第144条-第153条)

第3節 基準該当短期入所生活介護(第154条-第158条)

第10章 短期入所療養介護

第1節 指定短期入所療養介護(第159条-第171条)

第2節 ユニット型指定短期入所療養介護(第172条-第176条)

第11章 特定施設入居者生活介護

第1節 指定特定施設入居者生活介護(第177条-第193条)

第2節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(第194条-第203条)

第12章 福祉用具貸与

第1節 福祉用具貸与(第204条-第215条)

第2節 基準該当福祉用具貸与（第216条・第217条）

第13章 特定福祉用具販売（第218条－第224条）

第14章 雜則（第225条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定により、指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行なう者をいう。
- (2) 居宅サービス計画又は居宅介護支援事業者 それぞれ法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は居宅介護支援事業を行なう者をいう。
- (3) 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。
- (4) 基準該当居宅サービス 法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

(指定居宅サービスの事業的一般原則)

第3条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 訪問介護

第1節 訪問介護

(基本方針)

第4条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下この節において「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

(訪問介護員等)

第5条 指定訪問介護の事業を行う者（以下この節において「指定訪問介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定訪問介護事業所」という。）ごとに、訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）を置かなければならぬ。

2 指定訪問介護事業者は、規則で定めるところにより、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうちからサービス提供責任者を選任しなければならない。

(管理者)

第6条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備等)

第7条 指定訪問介護事業所には、規則で定めるところにより、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室又は区画を設けるとともに、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

(重要事項の説明等)

第8条 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族に対し、あらかじめ、規則で定めるところにより、第28条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、指定訪問介護を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければならない。

(サービス提供拒否の禁止)

第9条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービスの提供が困難な場合の措置)

第10条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。第28条及び第59条において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、当該利用申込者に対する他の適当な指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定訪問介護事業者は、利用申込者に対し指定訪問介護を提供しようとするときは、その者の提示する被保険者証によって、その者に係る被保険者資格（法第10条の被保険者の資格をいう。）並びに要介護認定（法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。次条において同じ。）の有無及び有効期間を確かめるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、その者に指定訪問介護を提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条 指定訪問介護事業者は、要介護認定を受けていない者から利用の申込みがあったときは、その者が法第27条第1項の規定による申請を既に行っているかどうかを確認し、当該申請を行っていない場合は、その者の意向を踏まえて、その者に対し、速やかに当該申請を行うための必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない場合その他の場合で必要と認めるときは、当該利用者に係る法第28条第2項の規定による要介護認定の更新の申請が、当該要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（当該居宅介

護支援事業者の介護支援専門員及び当該利用者に係る指定居宅サービス等の担当者により構成する会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その者に係る他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第15条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が法第41条第6項の厚生労働省令で定める場合に該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ことなどにより指定訪問介護の提供を法定代理受領サービス(法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。第19条及び第182条において同じ。)として受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第16条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画(規則で定める計画を含む。以下同じ。)を作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画の変更の援助)

第17条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望するときは、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分証明書)

第18条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等にその身分を証する書類を携行させ、初めて訪問するとき及び利用者又はその家族から求めがあったときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し指定訪問介護を提供了したときは、その期日、内容及び法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者が有する居宅サービス計画を記載した書面等に記載しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対し指定訪問介護を提供了したときは、当該提供的したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、その者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報をその者に提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 指定訪問介護事業者は、規則で定めるところにより、利用者から利用料等の支払を受けるものとし、又は受けることができる。

2 指定訪問介護事業者は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び当該費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(基本的な取扱方針)

第21条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的な取扱方針)

第22条 訪問介護員等の行う指定訪問介護は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行わなければならないこと。

(2) 憇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。

(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。

(4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行わなければならないこと。

(訪問介護計画)

第23条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。

2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

4 サービス提供責任者は、訪問介護計画に基づきサービスを提供している間、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、訪問介護計画の変更に準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第24条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業者の訪問介護員等の同居の家族が利用者である場合には、当該訪問介護員等に当該利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。

(市町村への通知)

第25条 指定訪問介護事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく指定訪問介護の利用に関する指示に従わないとすることにより、要介護状態を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって法による保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第26条 訪問介護員等は、利用者に指定訪問介護を提供している場合であつてその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合は、

速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第27条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

3 サービス提供責任者は、第23条に定めるもののほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議へ出席することなどにより、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
- (4) 他の訪問介護員等に対し、利用者に係る具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、その者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 他の訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 他の訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 他の訪問介護員等に対する研修及び技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第28条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第29条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第30条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供することができるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定め、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第31条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等

について、衛生的な管理に努めなければならない。

(重要事項の掲示)

第32条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第33条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、当該利用者又はその家族の同意を文書により得ておかなければならない。

(広告)

第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与の禁止)

第35条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、これらの者が居宅サービスの利用を希望する者に対して当該指定訪問介護事業者等によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情解決)

第36条 指定訪問介護事業者は、その提供した指定訪問介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、その提供した指定訪問介護に係る苦情に關し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又はその職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあったときは、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 指定訪問介護事業者は、その提供した指定訪問介護に係る苦情に關し、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条において同じ。）が法第176条第1項第3号の規定により行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(市町村の事業への協力)

第37条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力

するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第38条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第39条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第40条 指定訪問介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 訪問介護計画

(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

第2節 基準該当訪問介護

(定義)

第41条 この条例において「基準該当訪問介護」とは、訪問介護(これに相当するサービスを含む。)に係る基準該当居宅サービスをいう。

2 この条例において「基準該当訪問介護事業者」とは、基準該当訪問介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当訪問介護事業所」とは、基準該当訪問介護の事業を行う事業所をいう。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第42条 基準該当訪問介護事業者は、当該基準該当訪問介護事業者の訪問介護員等の同居の家族が利用者である場合には、当該訪問介護員等に当該利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その提供をすることができる。

2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定により、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせている場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る訪問介護計画の実施状況等から、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(その他の基準)

第43条 前条に定めるもののほか、基準該当訪問介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、前節(第15条、第24条、第29条並び

に第36条第5項及び第6項を除く。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第4条を除く。)中「指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当訪問介護事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「基準該当訪問介護事業所」と、第4条中「指定居宅サービスに該当する訪問介護(以下この節において「指定訪問介護」という。)」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第7条中「広さを有する専用の事務室又は」とあるのは「広さの」と、第19条第1項中「、内容及び法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額」とあるのは「及び内容」とする。

第3章 訪問入浴介護

第1節 訪問入浴介護

(基本方針)

第44条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護(以下この節において「指定訪問入浴介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持及び心身の機能の維持等を図るものでなければならない。

(従業者)

第45条 指定訪問入浴介護の事業を行う者(以下この節において「指定訪問入浴介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この節において「指定訪問入浴介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。)を置かなければならない。

(1) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。)

(2) 介護職員

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 訪問入浴介護従業者のうち1人は、常勤でなければならない。

(基本的な取扱方針)

第46条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の状態に応じて、適切に行わなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的な取扱方針)

第47条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護は、次に掲げることにより行わなければならない。

(1) 常に利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供しなければならないこと。

(2) 慎切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。

(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。

(4) 1回の訪問につき、規則で定める従業者をもって行わなければならないこと。

(5) サービスの提供に用いる設備及び器具その他の用品の使用に

際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備及び器具その他の用品については、サービスを提供することに消毒したものを使用しなければならないこと。

(緊急時等の対応)

第48条 指定訪問入浴介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、利用者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

2 訪問入浴介護事業者は、利用者に指定訪問入浴介護を提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合は、速やかに主治の医師又は前項の医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第49条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理、指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守するために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第50条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 第28条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる事項
- (2) 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (3) サービスの利用に当たっての留意事項
- (4) その他運営に関する重要な事項
- (記録の整備)

第51条 指定訪問入浴介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号及び第4号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

- (1) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
- (準用)

第52条 第6条から第20条まで、第25条及び第30条から第39条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業、指定訪問入浴介護事業者及び指定訪問入浴介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第45条第1項に規定する訪問入浴介護従業者」と、第7条及び第31条第2項中「設備」とあるのは「浴槽その他の設備」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条中「運営規程」とあるのは「第50条に規定する重要な事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当訪問入浴介護

(定義)

第53条 この条例において「基準該当訪問入浴介護」とは、訪問入浴介護（これに相当するサービスを含む。）に係る基準該当居宅サービスをいう。

2 この条例において「基準該当訪問入浴介護事業者」とは、基準該当訪問入浴介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当訪問入浴介護事業所」とは、基準該当訪問入浴介護の事業を行う事業所をいう。

(基準該当訪問入浴介護の事業の基準)

第54条 基準該当訪問入浴介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、前節（第52条（第15条並びに第36条第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第44条を除く。）中「指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当訪問入浴介護事業者」と、「指定訪問入浴介護事業所」とあるのは「基準該当訪問入浴介護事業所」と、第44条中「指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下この節において「指定訪問入浴介護」という。）」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第52条中「第7条」とあるのは「第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第7条中「広さを有する専用の事務室又は」とあるのは「広さの」と、同条と、「読み替える」とあるのは「、第19条第1項中「、内容及び法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額」とあるのは「及び内容」と読み替える」とする。

第4章 訪問看護

(基本方針)

第55条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下この章において「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

(従業者)

第56条 指定訪問看護の事業を行う者（以下「指定訪問看護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定訪問看護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の区分に応じ、当該各号に定める指定訪問看護の提供に当たる従業者を置かなければならない。

(1) 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。）次に掲げる従業者

ア 看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この条において同じ。）

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

(2) 病院又は診療所である指定訪問看護事業所 看護職員

2 前項各号に定める従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 指定訪問看護ステーションの看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。

(管理者)

第57条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、

当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

- 2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合にあっては、この限りでない。
- 3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。
(設備等)

第58条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、当該指定訪問看護ステーションにその事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、指定訪問看護ステーションには、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。
- 3 病院又は診療所である指定訪問看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。
- 4 前3項に規定する設備等の基準は、規則で定める。

(サービスの提供が困難な場合の措置)

第59条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介するなどの必要な措置を速やかに講じなければならない。

(基本的な取扱方針)

第60条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的な取扱方針)

第61条 指定訪問看護の提供に当たる従業者の行う指定訪問看護は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行わなければならないこと。
- (2) 懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。
- (3) 医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行わなければならないこと。
- (4) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行わなければならないこと。
- (5) 特殊な看護等については、行ってはならないこと。

(主治の医師との関係)

第62条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければな

らない。

- 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供しようとするときは、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師に訪問看護計画及び訪問看護報告書を提出するとともに、主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 4 病院又は診療所である指定訪問看護事業所は、前2項の規定にかかわらず、第2項の規定による指示及び前項の規定による提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。
(訪問看護計画等)

第63条 指定訪問看護の提供に当たる従業者(准看護師を除く。以下この条において「看護師等」という。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画を作成しなければならない。

- 2 訪問看護計画は、既に居宅サービス計画等が作成されているときは、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 看護師等は、訪問看護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。
- 4 看護師等は、指定訪問看護を提供したときは、その訪問した日及び提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。
- 5 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 6 病院又は診療所である指定訪問看護事業所は、訪問看護計画及び訪問看護報告書の作成については診療記録への記載をもって代えることができる。
(緊急時等の対応)

第64条 指定訪問看護の提供に当たる従業者は、利用者に指定訪問看護を提供している場合であってその者に病状の急変等が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡してその指示を求めるなどの必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第65条 指定訪問看護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。
 - (1) 主治の医師による指示の文書
 - (2) 訪問看護計画
 - (3) 訪問看護報告書
 - (4) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
- (準用)

第66条 第8条、第9条、第11条から第20条まで、第24条、第25条、

第28条、第30条から第39条まで及び第49条の規定は、指定訪問看護の事業、指定訪問看護事業者及び指定訪問看護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第56条第1項に規定する従業者」と、第8条中「第28条」とあるのは「第66条において準用する第28条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第14条第2項中「居宅介護支援事業者」とあるのは「主治の医師及び居宅介護支援事業者」と読み替えるものとする。

第5章 訪問リハビリテーション

(基本方針)

第67条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下この章において「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(従業者)

第68条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下この章において「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（次条において「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（第71条及び第72条において「理学療法士等」という。）を置かなければならない。

(設備等)

第69条 指定訪問リハビリテーション事業所には、規則で定めるところにより、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

(基本的な取扱方針)

第70条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的な取扱方針)

第71条 理学療法士等が行う指定訪問リハビリテーションは、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行わなければならないこと。
- (2) 慎切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、適切に行わなければならないこと。
- (4) 利用者ごとに、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成

するとともに、医師に報告しなければならないこと。

(訪問リハビリテーション計画)

第72条 医師及び理学療法士等は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 医師又は理学療法士等は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第73条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 第28条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項
- (2) 指定訪問リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- (3) その他運営に関する重要な事項
(記録の整備)

第74条 指定訪問リハビリテーション事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 訪問リハビリテーション計画
- (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
(準用)

第75条 第8条から第20条まで、第24条、第25条、第30条から第33条まで、第35条から第39条まで及び第49条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業、指定訪問リハビリテーション事業者及び指定訪問リハビリテーション事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第68条に規定する理学療法士等」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条中「運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要な事項に関する規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第14条第2項中「居宅介護支援事業者」とあるのは「主治の医師及び居宅介護支援事業者」と読み替えるものとする。

第6章 居宅療養管理指導

(基本方針)

第76条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下この章において「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居

宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。次条において同じ。）、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、その置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

（従業者）

第77条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下この章において「指定居宅療養管理指導事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、当該各号に定める従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。）を置かなければならない。

（1）病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 次に掲げる従業者

ア 医師又は歯科医師

イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士

（2）薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師

（3）指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号）第56条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。）である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員

2 前項各号に定める従業者の員数の基準は、規則で定める。

（設備等）

第78条 指定居宅療養管理指導事業所は、規則で定めるところにより、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているものとするとともに、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を有していなければならない。

（基本的な取扱方針）

第79条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行わなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（具体的な取扱方針）

第80条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。

（1）訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行わなければならないこと。

（2）利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、これらの者に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、療養上必要な事項等を記載した文

書を交付するよう努めなければならないこと。

（3）療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、これらの者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、原則として、サービス担当者会議において行わなければならないこと。

（4）利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録しなければならないこと。

2 薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。

（1）医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が作成した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならないこと。

（2）懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。

（3）常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、適切に行わなければならないこと。

（4）利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければならないこと。

3 看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除く。）の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。

（1）居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行わなければならないこと。

（2）懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行わなければならないこと。

（3）利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告しなければならないこと。

（運営規程）

第81条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（1）第28条第1号から第3号までに掲げる事項

（2）指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額

（3）その他運営に関する重要事項

（記録の整備）

第82条 指定居宅療養管理指導事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号及び第4号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

（1）その提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (2) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
(準用)

第83条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条まで、第25条、第30条から第33条まで、第35条から第39条まで及び第49条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業、指定居宅療養管理指導事業者及び指定居宅療養管理指導事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第77条第1項に規定する居宅療養管理指導従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条中「運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴及び服薬歴」と、第14条第2項中「居宅介護支援事業者」とあるのは「主治の医師及び居宅介護支援事業者」と、第18条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

第7章 通所介護

第1節 指定通所介護

(基本方針)

第84条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下この章において「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（従業者）

第85条 指定通所介護の事業を行う者（以下この節において「指定通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
 - (2) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）
 - (3) 介護職員
 - (4) 機能訓練指導員
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数その他の基準は、規則で定める。
- 3 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができる。
- 4 生活相談員又は介護職員のうち1人は、常勤でなければならない。
（設備等）

第86条 指定通所介護事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。

- (1) 食堂
- (2) 機能訓練室
- (3) 静養室

- (4) 相談室
- (5) 事務室
- (6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- (7) その他指定通所介護の提供に必要な設備及び備品等

2 前項各号に掲げる設備等の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

（基本的な取扱方針）

第87条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（具体的な取扱方針）

第88条 指定通所介護は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 通所介護計画に基づき、利用者に対し、機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行わなければならないこと。
- (2) 猥切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。
- (3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。
- (4) 常に利用者の心身の状況を的確に把握し、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に行わなければならないこと。この場合において、利用者が認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるときは、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えなければならないこと。

（通所介護計画）

第89条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。

2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

4 通所介護従業者は、利用者ごとに、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

（運営規程）

第90条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 第28条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる事項
- (2) 指定通所介護の利用定員
- (3) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) サービス利用に当たっての留意事項

(5) 非常災害対策

- (6) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第91条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供することができるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、当該指定通所介護事業所の従業者により指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、当該従業者以外の者によって提供することができる。

2 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第92条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第93条 指定通所介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第94条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第95条 指定通所介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) 通所介護計画

(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第96条 第6条、第8条から第17条まで、第19条、第20条、第25条、第26条、第32条から第39条まで及び第49条の規定は、指定通所介護の事業、指定通所介護事業者及び指定通所介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第85条1項に規定する通所介護従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条中「運営規程」とあるのは「第90条に規定する運営規程」と読み替えるものとする。

第2節 指定療養通所介護

(この節の趣旨)

第97条 指定療養通所介護（指定通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき行う入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をいう。以下この節において同じ。）の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、前節に定めるもののほか、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第98条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下この節において「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及びその者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

(従業者)

第99条 指定療養通所介護事業者は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに、指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）を置かなければならぬ。

2 療養通所介護従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 療養通所介護従業者のうち1人は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事するものでなければならない。

(管理者)

第100条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

(利用定員)

第101条 指定療養通所介護事業所の利用定員は、9人以下とする。

(設備等)

第102条 指定療養通所介護事業所には、指定療養通所介護を行うのにふさわしい規則で定める面積を有する専用の部屋を設けるとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項の部屋の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

3 第1項に規定する設備等は、専ら当該指定療養通所介護の事業

の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
 (重要事項の説明等)

第103条 指定療養通所介護事業者は、利用申込者又はその家族に対し、あらかじめ、規則で定めるところにより、運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第108条第1項に規定する利用者ごとの緊急時等の対応策、主治の医師及び第110条第1項に規定する医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、指定療養通所介護を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければならない。

(心身の状況等の把握)

第104条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、その者の主治の医師及びその者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、その者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第105条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否についてサービス担当者会議において検討するため、その者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するよう努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及びその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第106条 指定療養通所介護は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行わなければならないこと。

(2) 想切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。

(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。

(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、その者の主治の医師及びその利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供の方法及び手順等についての情報の共有を十分

に図らなければならないこと。

(5) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスをその者の希望に添つて適切に行わなければならないこと。
 (療養通所介護計画)

第107条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画（第63条第1項に規定する訪問看護計画又は規則で定める訪問看護計画をいう。以下この節において同じ。）が作成されているときは、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

5 療養通所介護従業者は、利用者ごとに、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第108条 指定療養通所介護事業者は、利用者に指定療養通所介護を提供している場合であってその者の病状に急変が生じたときなどのため、あらかじめ、利用者ごとに主治の医師とその対応策を検討し、定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、前項の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、これらの者が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、利用者に指定療養通所介護を提供している場合であってその者の病状の急変が生じたときその他必要な場合は、第1項の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第110条第1項に規定する医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて第1項の対応策の見直しを行うものとする。

5 第2項の規定は、前項に規定する対応策の見直しについて準用する。

(管理者の責務)

第109条 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理、指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、当該利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成

に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(緊急時に対応する医療機関)

第110条 指定療養通所介護事業者は、あらかじめ、利用者の病状の急変等に対応する医療機関を定めておかなければならぬ。

- 2 前項の医療機関は、当該指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は当該指定療養通所介護事業所に隣接し、若しくは近接していなければならぬ。

- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において第1項の医療機関の円滑な協力を得るため、当該医療機関との間であらかじめ必要な事項を合意しておかなければならぬ。

(安全・サービス提供管理委員会)

第111条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者又は地域の保健、医療若しくは福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会を設置しなければならぬ。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上、安全・サービス提供管理委員会を開催し、事故事例等安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、当該指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策を検討し、その結果の記録を作成しなければならぬ。

- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第112条 指定療養通所介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果の記録

(3) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第96条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第96条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(6) 第96条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(適用関係)

第113条 指定療養通所介護の事業に対する第90条の規定の適用については、同条第1号中「、第5号及び第6号」とあるのは、「及び第5号」とする。

2 第84条から第86条まで、第88条、第89条、第95条及び第96条（第6条、第8条、第13条、第14条、第26条及び第49条を準用する部分に限る。）の規定は、指定療養通所介護の事業には適用しない。

第3節 基準該当通所介護

(定義)

第114条 この条例において「基準該当通所介護」とは、通所介護（これに相当するサービスを含む。）に係る基準該当居宅サービスをいう。

2 この条例において「基準該当通所介護事業者」とは、基準該当通所介護の事業を行なう者をいう。

3 この条例において「基準該当通所介護事業所」とは、基準該当通所介護の事業を行なう事業所をいう。

(基準該当通所介護の事業の基準)

第115条 基準該当通所介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第1節（第85条第4項及び第96条（第15条並びに第36条第5項及び第6項を準用する部分に限る。）を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第84条を除く。）中「指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、「指定通所介護事業者」とあるのは「基準該当通所介護事業者」と、「指定通所介護事業所」とあるのは「基準該当通所介護事業所」と、第84条中「指定居宅サービスに該当する通所介護（以下この章において「指定通所介護」という。）」とあるのは「基準該当通所介護」と、第86条第1項第1号中「食堂」とあるのは「食事を行なう場所」と、同項第2号中「機能訓練室」とあるのは「機能訓練を行なう場所」と、同項第3号中「静養室」とあるのは「静養のための場所」と、同項第4号中「相談室」とあるのは「生活相談のための場所」と、同項第5号中「事務室」とあるのは「事務連絡のための場所」と、第96条中「第8条中」とあるのは「第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第8条中」と、「読み替える」とあるのは「、第19条第1項中「、内容及び法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額」とあるのは「及び内容」と読み替える」とする。

第8章 通所リハビリテーション

(基本方針)

第116条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下この章において「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(従業者)

第117条 指定通所リハビリテーションの事業を行なう者（以下この章において「指定通所リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行なう事業所（以下この章において「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下この章において「通所リハビリテーション従業者」という。）を置かなければならぬ。

(1) 医師

(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師又は准看護師をいう。）又は介護職員

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 医師は、常勤でなければならない。

(設備)

第118条 指定通所リハビリテーション事業所には、規則で定めるところにより、指定通所リハビリテーションを行なうのにふさわ

しい規則で定める面積を有する専用の部屋等を設けるとともに、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を設けなければならない。

- 2 前項に定める部屋等の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(基本的な取扱方針)

第119条 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的な取扱方針)

第120条 指定通所リハビリテーションは、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行わなければならないこと。
- (2) 慎切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。

(3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境的的確な把握に努め、その者に対し適切なサービスを提供しなければならないこと。この場合において、利用者が認知症であるときは、必要に応じ、その特性に対応したサービスを提供することができる体制を整えなければならないこと。

(通所リハビリテーション計画)

第121条 医師及び理学療法士その他の専ら指定通所リハビリテーションに従事する通所リハビリテーション従業者（第3項において「医師等の従業者」という。）は、診療、運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境も踏まえて、当該利用者のリハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

- 2 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

4 通所リハビリテーション従業者は、利用者ごとに、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載しなければならない。

(管理者等の責務等)

第122条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションに従事する看護師のうちから選任した者に、その管理の代行をさせることができる。

- 2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の規定により管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う

ものとする。

(衛生管理等)

第123条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要に措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第124条 指定通所リハビリテーション事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) 通所リハビリテーション計画

(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第125条 第8条から第17条まで、第19条、第20条、第25条、第26条、第32条、第33条、第35条から第39条まで及び第90条から第93条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業、指定通所リハビリテーション事業者及び指定通所リハビリテーション事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第117条第1項に規定する通所リハビリテーション従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条中「運営規程」とあるのは「第125条において読み替えて準用する第90条に規定する運営規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第14条第2項中「居宅介護支援事業者」とあるのは「主治の医師及び居宅介護支援事業者」と、第90条第1号中「、第5号及び第6号」とあるのは「及び第5号」と読み替えるものとする。

第9章 短期入所生活介護

第1節 指定短期入所生活介護

(基本方針)

第126条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下この章において「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者)

第127条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下この章において「指定短期入所生活介護事業者」という。）は、規則で定め

るところにより、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。

- (1) 医師
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員
- (4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）
- (5) 栄養士
- (6) 機能訓練指導員
- (7) 調理員その他の従業者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 生活相談員、介護職員及び看護職員のうちそれぞれ1人は、常勤でなければならない。ただし、規則で定める施設に併設される指定短期入所生活介護事業所であって当該施設と一体的に運営されるもの（利用定員が20人未満であるものに限る。）にあっては、この限りでない。

4 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。

（利用定員等）

第128条 指定短期入所生活介護事業所は、規則で定めるところにより、規則で定める指定短期入所生活介護事業所を除き、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業のための専用の居室を設けるものとする。

（設備等）

第129条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この章において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項及び第179条において同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項及び第179条において同じ。）とすることができます。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす指定短期入所生活介護事業所の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備等を設ければならない。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面設備
- (7) 医務室
- (8) 静養室
- (9) 面談室
- (10) 介護職員室
- (11) 看護職員室

- (12) 調理室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) その他指定短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品等

4 前項各号に掲げる設備等の基準は、規則で定める。

5 第3項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

（対象者等）

第130条 指定短期入所生活介護事業者は、その心身の状況により一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者並びにその家族の疾病、冠婚葬祭若しくは出張等の理由により又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために一時的に居宅以外の場所において日常生活を営む必要がある者に対して、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護を提供している間、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努めなければならない。

（取扱方針）

第131条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況その他の利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護は、相当期間にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

6 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

（短期入所生活介護計画）

第132条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、その者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

(介護)

第133条 利用者に対する介護は、その者の心身の状況に応じ、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定短期入所生活介護事業者は、前3項に定めるものほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

6 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を配置しておかなければならない。

7 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第134条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 利用者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者ができる限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第135条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第136条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(相談等)

第137条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第138条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第139条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1) 第28条第1号、第2号及び第6号に掲げる事項

(2) 利用定員（規則で定める指定短期入所生活介護事業者を除く。）

(3) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(4) 通常の送迎の実施地域（当該指定短期入所生活介護事業者に係る指定短期入所生活介護事業所が通常時に送迎サービスを提供する地域をいう。）

(5) サービス利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) その他運営に関する重要な事項

(定員の遵守)

第140条 指定短期入所生活介護事業者は、規則で定める人数以上の利用者に対し指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者に利用させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(地域等との連携)

第141条 指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。

(記録の整備)

第142条 指定短期入所生活介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) 短期入所生活介護計画

(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第131条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

(4) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第143条 第6条、第8条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第20条、第25条、第32条から第39条まで、第48条、第49条、第91条、第93条及び第94条の規定は、指定短期入所生活介護の事業、指定短期入所生活介護事業者及び指定短期入所生活介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第127条第1項に規定する短期入所生活介護従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条中「運営規程」とあるのは「第139条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第2節 ユニット型指定短期入所生活介護

(この節の趣旨)

第144条 ユニット型指定短期入所生活介護（指定短期入所生活介護であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日

常生活を営むための場所をいう。第149条において同じ。)により
一体的に構成される場所(以下この節において「ユニット」とい
う。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行
われるものをいう。以下この節において同じ。)の事業の従業者、
設備及び運営に関する基準は、前節に定めるもののほか、この節
に定めるところによる。

(基本方針)

第145条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人
一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用
中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニット
において利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を
営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並び
に利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければ
ならない。

(設備等)

第146条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う事業所
(以下この節において「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」とい
う。)には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室
- (8) その他指定短期入所生活介護を提供するために必要な設備及
び備品等

2 前項各号に掲げる設備の基準及びその特例は、規則で定める。
3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努
めなければならない。

(取扱方針)

第147条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に
応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活
を営むことができるようにするための必要な援助を行うことによ
り、利用者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞ
れの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければ
ならない。

3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮
して行わなければならない。

4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援するこ
とを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資
するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行
わなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期
入所生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、
サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わ
なければならない。

6 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下この節
において「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」とい
う。)は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に当たっては、
当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急

やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行
てはならない。

7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し身体
拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心
身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する
指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らな
ければならない。

(介護)

第148条 利用者に対する介護は、各ユニットにおいて利用者が相
互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する
よう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わな
ければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が、その心
身の状況等に応じて、その日常生活における家事をそれぞれの役
割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清
潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切
な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。
ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴
の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、そ
の心身の状況に応じて、適切な方法により、その排せつの自立に
ついて必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざ
るを得ない利用者については、その排せつの自立を図りつつ、そ
のおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第2項から前項ま
でに定めるもののはか、利用者が行う離床、着替え、整容その他
の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介
護職員を配置しておかなければならぬ。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、そ
の者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所
の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第149条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに
利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければ
ならない。

2 利用者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとする
よう努めなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、そ
の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について
必要な支援を行わなければならない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、そ
の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、そ
の者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとること
ができるよう必要な時間を確保しなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社
会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用
者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第150条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜

好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第151条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 第139条第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項
- (2) 利用定員（規則で定めるユニット型指定短期入所生活介護事業者を除く。）
- (3) ユニットの数及びユニットごとの利用定員（規則で定めるユニット型指定短期入所生活介護事業者を除く。）
- (4) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第152条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定めるところにより、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。

(適用関係)

第153条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業に対する第142条及び第143条の規定の適用については、第142条第2項第3号中「第131条第5項」とあるのは「第147条第7項」と、第143条中「第139条」とあるのは「第151条」とする。

2 第126条、第129条第3項から第5項まで、第131条、第133条、第134条、第138条、第139条及び第143条（第91条の規定を準用する部分に限る。）の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業には適用しない。

第3節 基準該当短期入所生活介護

(定義)

第154条 この条例において「基準該当短期入所生活介護」とは、短期入所生活介護（これに相当するサービスを含む。）に係る基準該当居宅サービスをいう。

2 この条例において「基準該当短期入所生活介護事業者」とは、基準該当短期入所生活介護の事業を行なう者をいう。

3 この条例において「基準該当短期入所生活介護事業所」とは、基準該当短期入所生活介護の事業を行なう事業所をいう。

(指定通所介護事業所等との併設)

第155条 基準該当短期入所生活介護事業所は、指定通所介護事業所その他規則で定める事業所等（第157条において「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

(利用定員等)

第156条 基準該当短期入所生活介護事業所は、規則で定めるところにより、その利用定員を20人未満とし、基準該当短期入所生活

介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

(指定通所介護事業所等との連携)

第157条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との連携及び支援の体制を整えなければならない。

(その他の基準)

第158条 前3条に定めるもののほか、基準該当短期入所生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第1節（第127条第3項、第128条、第129条第1項及び第2項並びに第143条（第15条並びに第36条第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第126条を除く。）中「指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業者」と、「指定短期入所生活介護事業所」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業所」と、第126条中「指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下この章において「指定短期入所生活介護」という。）」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第127条第1項中「次に」とあるのは「次の各号（第1号を除く。）に」と、同項第5号中「栄養士」とあるのは「栄養士（他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときを除く。）」と、第129条第3項中「次に」とあるのは「次の各号（第7号及び第11号から第15号までを除く。）に」と、同項第6号中「洗面設備」とあるのは「洗面所」と、同項第9号中「面談室」とあるのは「面接室」と、第143条中「第8条中」とあるのは「第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第8条中」と、「第32条中」とあるのは「第19条第1項中「、内容及び法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額」とあるのは「及び内容」と、第32条中」と、「読み替える」とあるのは「、第93条中「消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害」とあるのは「非常災害」と、第136条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替える」とする。

第10章 短期入所療養介護

第1節 指定短期入所療養介護

(基本方針)

第159条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下この章において「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をすることにより、利用者の療養生活の質の向上並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者)

第160条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下この節において「指定短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行なう事業所（以下この節において「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下この節において「短期入所療養介護従業者」

という。) を置かなければならない。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 次に掲げる従業者

ア 医師

イ 薬剤師

ウ 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)

エ 介護職員

オ 支援相談員

カ 理学療法士又は作業療法士

キ 栄養士

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)

附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定短期入所療養介護事業所前号のアからエまで、カ及びキに掲げる従業者

(3) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。)を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設を除く。)である指定短期入所療養介護事業所 前号に定める従業者

(4) 診療所(前2号に掲げる指定短期入所療養介護事業所を除く。)

である指定短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員
2 前項各号に定める従業者の員数の基準は、規則で定める。

(設備)

第161条 指定短期入所療養介護事業所には、前条第1項各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所ごとに、規則で定める設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(対象者)

第162条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭若しくは出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者に対して、指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(取扱方針)

第163条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の認知症の状況その他の心身の状況を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならぬ。

2 指定短期入所療養介護は、相当期間にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行なはなければならない。

5 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

6 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(短期入所療養介護計画)

第164条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状及び希望並びにその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

(診療)

第165条 利用者に対する診療は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 一般にその必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行わなければならないこと。

(2) 常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、その心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果も高めることができるように適切な指導を行わなければならないこと。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及び日常生活並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、適切な指導を行わなければならないこと。

(4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行わなければならないこと。

(5) 特殊な療法又は新しい療法等については、規則で定めるものほか行なつてはならないこと。

(6) 規則で定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならないこと。

(7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求めるなど診療について適切な措置を講じなければならないこと。

(機能訓練)

第166条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、その者に必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第167条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

- 3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対して、その者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第168条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 利用者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。
- 3 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できる限り離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

- 第169条 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(記録の整備)

第170条 指定短期入所療養介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 短期入所療養介護計画
 - (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第163条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
 - (4) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
- （準用）

第171条 第8条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第20条、第25条、第32条、第33条、第35条から第39条まで、第49条、第91条、第93条、第123条、第130条第2項及び第139条から第141条までの規定は、指定短期入所療養介護の事業、指定短期入所療養介護事業者及び指定短期入所療養介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第160条第1項に規定する短期入所療養介護従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条中「運営規程」とあるのは「第171条において読み替えて準用する第139条に規定する重要事項に関する規程」と、第139条中「次に」とあるのは「次の各号（第2号を

除く。）」と、同条第1号中「、第2号及び第6号」とあるのは「及び第2号」と、同条第5号中「サービス」とあるのは「施設」と読み替えるものとする。

第2節 ユニット型指定短期入所療養介護

(この節の趣旨)

第172条 ユニット型指定短期入所療養介護（指定短期入所療養介護であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの）をいう。以下この節において同じ。）の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、前節に定めるもののほか、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第173条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(取扱方針)

第174条 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。
 - 3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。
 - 4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。
 - 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
 - 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならない。
 - 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。
 - 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- （看護及び医学的管理の下における介護）

第175条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、その者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、その者の日常生活における家事をそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、その排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、その排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第2項から前項までに定めるもののはか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対して、その者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(準用等)

第176条 第149条から第152条までの規定は、ユニット型指定短期入所療養介護事業者及びユニット型指定短期入所療養介護事業所について準用する。この場合において、第151条中「次に」とあるのは、「次の各号（第2号を除く。）に」と読み替えるものとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護の事業に対する第170条の規定の適用については、同条第2項第3号中「第163条第5項」とあるのは「第174条第7項」とする。

3 第159条、第163条、第167条及び第171条（第91条及び第139条の規定を準用する部分に限る。）の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業には適用しない。

第11章 特定施設入居者生活介護

第1節 指定特定施設入居者生活介護

(基本方針)

第177条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（以下この章において「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、特定施設サービス計画（法第8条第11項に規定する計画をいう。以下この章において同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をすることにより、要介護状態となった場合においても、利用者が指定特定施設（特定施設であって、指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるもの）をいう。以下この章において同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようするものでなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下この節において「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

3 看護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条

の4に規定する看護老人ホームをいう。第198条において同じ。）が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第194条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

(従業者)

第178条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「特定施設従業者」という。）を置かなければならない。

(1) 生活相談員

(2) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）又は介護職員

(3) 機能訓練指導員

(4) 計画作成担当者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 生活相談員のうち1人は、常勤でなければならない。

4 看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、規則で定める員数の従業者を常勤とする。

5 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第179条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす指定特定施設の建物であって、知事が、火災予防、消防活動等に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、この限りでない。

2 指定特定施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 一時介護室（一時的に利用者を移して指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。次条及び第188条において同じ。）

(2) 浴室

(3) 便所

(4) 食堂

(5) 機能訓練室

(6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

3 前項各号に掲げる設備その他の設備の基準は、規則で定める。

4 前項に規定する設備その他の設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(重要事項の説明等)

第180条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第188条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うことについて、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続を第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の提供拒否の禁止等)

第181条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が当該指定特定施設入居者生活介護事業者による指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用するなどを妨げてはならない。

- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であることその他人入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であることを認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第182条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。）を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意を得なければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第183条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際してはその期日及び入居する指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際してはその期日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供したときは、その具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(取扱方針)

第184条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の認知症の状況その他の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

- 3 特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならない。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(特定施設サービス計画)

第185条 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成しようとするときは、規則で定めるところにより、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望及び前項の規定により把握した課題の内容に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上の留意点等を記載した特定施設サービス計画を作成しなければならない。

- 4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

- 5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画に基づきサービスを提供している間、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、当該特定施設サービス計画の実施状況及び利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて当該特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

- 6 第2項から第4項までの規定は、特定施設サービス計画の変更に準用する。

(介護)

第186条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。

- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前2項に定めるものほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第187条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、その者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第188条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 第28条第1号、第2号及び第6号に掲げる事項

(2) 入居定員及び居室数

(3) 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用

の額

- (4) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第189条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定特定施設の従業者により指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、当該従業者以外の者により指定特定施設入居者生活介護を提供することができる。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(協力医療機関等)

第190条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、利用者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならぬ。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、利用者への歯科医療の提供に関し当該歯科医療機関の協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。
(地域との連携等)

第191条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならぬ。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第192条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録等を整備しておかなければならぬ。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号、第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第184条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
- (4) 第189条第3項に規定する結果等の記録

(5) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(8) その他規則で定める書類に係る記録

(準用)

第193条 第6条、第11条、第12条、第20条、第25条、第32条から第36条まで、第38条、第39条、第48条、第49条、第93条、第94条及び第135条から第137条までの規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業、指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定特定施設について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「訪問入浴介護従業者」とあるのは「第178条第1項に規定する特定施設従業者」と、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第32条中「運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要な事項に関する規程」と、第136条中「医師及び看護職員」とあるのは「第178条第1項第2号の看護職員」と、第137条中「必要な助言その他の援助」とあるのは「利用者の社会生活に必要な支援」と読み替えるものとする。

第2節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護
(この節の趣旨)

第194条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(第196条において「基本サービス」という。)及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者(以下この節において「受託居宅サービス事業者」という。)により当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話(以下この節において「受託居宅サービス」という。)からなる指定特定施設入居者生活介護をいう。以下この節において同じ。)の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、前節に定めるものほか、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第195条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下この節において「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

(従業者)

第196条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる基本サービスを提供する特定施設従業者を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 介護職員
- (3) 計画作成担当者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。

4 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第197条 指定特定施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、居室が規則で定める面積以上である場合には、食堂を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 浴室
- (3) 便所
- (4) 食堂
- (5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(重要事項の説明等)

第198条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定特定施設が養護老人ホームであって当該養護老人ホームに入所する場合にあっては、当該提供に関する契約）を文書により締結しなければならない。

- (1) 第200条の重要事項に関する規程の概要
- (2) 従業者の勤務の体制
- (3) 当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者との業務の分担の内容
- (4) 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（第200条及び第201条において「受託居宅サービス事業所」という。）の名称
- (5) 受託居宅サービスの種類
- (6) 利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項

(受託居宅サービス)

第199条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、その日時及び具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第200条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 第188条第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事項
- (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容及び

利用料その他の費用の額

- (3) 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地
- (4) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- (5) その他運営に関する重要な事項

(受託居宅サービスに関する委託契約)

第201条 受託居宅サービスに関する業務の委託に関する契約は、規則で定めるところにより、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

(記録の整備)

第202条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、その従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する記録を整備しておかなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第5号、第6号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) 第199条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (3) 受託居宅サービスに係る業務の実施状況について確認した結果等の記録
- (4) 第193条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 第193条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (6) 第193条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
- (7) 次条第1項の規定により読み替えて適用する第183条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 第184条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
- (9) 次条第1項の規定により読み替えて適用する第189条第3項に規定する結果等の記録
- (10) その他規則で定める書類に係る記録

(適用関係)

第203条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に対する第180条、第183条、第185条、第189条及び第193条の規定の適用については、第180条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第198条」と、同項中「介護居室又は一時介護室」とあるのは「他の居室」と、第183条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービス（第194条に規定する基本サービスをいう。第189条において同じ。）を」と、第185条第3項中「と協議」とあるのは「及び受託居宅サービス事業者（第194条に規定する受託居宅サービス事業者をいう。第5項において同じ。）と協議」と、同条第5項中「との連絡」とあるのは「及び受託居宅サービス事業者との連絡」と、第189条第1項中「指定特定施設入居者生活介護その他」とあるのは「基本サービスその他」と、同条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と、第193条中「第188条」とあるのは「第200条」と、「第136

条」とあるのは「第33条第1項及び第2項中「の従業者」とあるのは「及び受託居宅サービス事業所(第198条第4号に規定する受託居宅サービス事業所をいう。)の従業者」と、第136条」とする。

2 第177条から第179条(第1項を除く。)まで、第180条第1項、第186条、第188条、第192条及び第193条(第135条及び第136条の規定を準用する部分に限る。)の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業には適用しない。

第12章 福祉用具貸与

第1節 福祉用具貸与

(基本方針)

第204条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与(以下この節において「指定福祉用具貸与」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け及び調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

(福祉用具専門相談員)

第205条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下この節において「指定福祉用具貸与事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この節において「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに、福祉用具専門相談員(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)を置かなければならぬ。

2 福祉用具専門相談員の員数の基準は、規則で定める。

(設備等)

第206条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるとともに、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項の設備等の基準は、規則で定める。

(基本的な取扱方針)

第207条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的な取扱方針)

第208条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与は、次に掲げるとこにより行わなければならない。

(1) 福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、利用者に対し、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法及び利用料等に関する情報を提供し、その貸与に当たっては個別にその者の同意を得なければならないこと。

(2) 貸与する福祉用具の機能、安全性及び衛生状態等に関し点検

を行わなければならないこと。

(3) 利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項及び故障時の対応等を記載した文書をその者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じてその者に実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行わなければならないこと。

(4) 利用者等からの要請等に応じて、貸与した当該福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行わなければならないこと。

(5) 指定福祉用具貸与が居宅サービス計画に位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、介護支援専門員により、隨時その必要性が検討された上で、その継続が必要な場合にはその理由が当該居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じなければならないこと。

(福祉用具貸与計画)

第209条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望及び心身の状況並びにその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

2 福祉用具貸与計画は、利用者に第218条に規定する指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第222条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

3 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、福祉用具貸与計画の変更に準用する。

(運営規程)

第210条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならぬ。

(1) 第28条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項

(2) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

(3) その他運営に関する重要事項

(福祉用具の取扱種目)

第211条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第212条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類及び材質等を考慮して適切な方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(重要事項の掲示等)

第213条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備)

第214条 指定福祉用具貸与事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) 福祉用具貸与計画

(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第212条第4項に規定する結果等の記録

(4) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第215条 第6条、第8条から第20条まで、第25条、第33条から第39条まで、第49条及び第91条の規定は、指定福祉用具貸与の事業、指定福祉用具貸与事業者及び指定福祉用具貸与事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第205条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、第8条中「第28条」とあるのは「第210条」と、第10条中「等を」とあるのは「及び取り扱う福祉用具（第204条に規定する福祉用具をいう。以下同じ。）の種目等を」と、第14条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第18条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「その期日、内容及び」とあるのは「その開始日及び終了日並びに福祉用具の種目及び品名並びに」と、第91条第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第2項中「研修」とあるのは「福祉用具に関する適切な研修」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当福祉用具貸与

(定義)

第216条 この条例において「基準該当福祉用具貸与」とは、福祉用具貸与（これに相当するサービスを含む。）に係る基準該当居宅サービスをいう。

2 この条例において「基準該当福祉用具貸与事業者」とは、基準該当福祉用具貸与の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当福祉用具貸与事業所」とは、基準該当福祉用具貸与の事業を行う事業所をいう。

(基準該当福祉用具貸与の事業の基準)

第217条 基準該当福祉用具貸与の事業の従業者、設備及び運営の基準は、前節（第215条（第15条並びに第36条第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第204条を除く。）中「指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「指定福祉用具貸与事業者」とあるのは「基準該当福祉用具貸与事業者」と、「指定福祉用具貸与事業所」とあるのは「基準該当福祉用具貸与事業所」と、第204条中「指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下この節において「指定福祉用具貸与」という。）」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第215条中「第8条中」とあるのは「第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第8条中」と、「内容及び」とあるのは「内容及び法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額」と、「並びに福祉用具の種目及び品名並びに」とあるのは「並びに福祉用具の種目及び品名」とする。

第13章 特定福祉用具販売

(基本方針)

第218条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下この章において「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第8条第13項に規定する特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け及び調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

(サービスの提供の記録)

第219条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者（以下この章において「指定特定福祉用具販売事業者」という。）は、指定特定福祉用具販売を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第220条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供したときは、規則で定めるところにより、その販売費用の額等の支払を受けるものとし、又は受けることができる。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(具体的な取扱方針)

第221条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売は、次

に掲げるとこより行わなければならない。

- (1) 特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法及び販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る利用者の同意を得なければならないこと。
- (2) 販売する特定福祉用具の機能、安全性及び衛生状態等に関する点検を行わなければならないこと。
- (3) 利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法及び使用上の留意事項等を記載した文書をその者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じてその者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら指導を行わなければならないこと。
- (4) 指定特定福祉用具販売が居宅サービス計画に位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じなければならないこと。

(特定福祉用具販売計画)

- 第222条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。
- 2 特定福祉用具販売計画は、利用者に第204条に規定する指定福祉用具貸与の利用があるときは、第209条第1項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。
 - 3 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - 4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

(記録の整備)

- 第223条 指定特定福祉用具販売事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。
- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。
 - (1) 特定福祉用具販売計画
 - (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

- 第224条 第6条から第14条まで、第16条から第18条まで、第25条、第31条、第33条から第39条まで、第49条、第91条、第205条、第207条、第210条、第211条及び第213条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業、指定特定福祉用具販売事業者及び指定特定福祉用具販売事業者が当該事業を行う事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通

所介護従業者」とあるのは「第224条において準用する第205条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、第8条中「第28条」とあるのは「第224条において読み替えて準用する第210条」と、第10条中「等を」とあるのは「及び取り扱う第218条に規定する特定福祉用具の種目等を」と、第14条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第18条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第91条第1項中「待遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第2項中「研修」とあるのは「特定福祉用具に関する適切な研修」と、第207条第2項中「貸与」とあるのは「販売」と、第210条第2号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

第14章 雜則

(補則)

第225条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日前から引き続き存する有料老人ホーム（第182条に規定する有料老人ホームをいう。）であって、規則で定めるものにあっては、第179条第2項及び第197条第1項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができる。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

健康長寿課介護支援室

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第52号

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 介護予防訪問介護

第1節 介護予防訪問介護（第4条—第37条）

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第38条—第40条）

第3節 基準該当介護予防訪問介護（第41条—第43条）

第3章 介護予防訪問入浴介護

第1節 介護予防訪問入浴介護（第44条—第50条）

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第51条・第52条）

第3節 基準該当介護予防訪問入浴介護（第53条・第54条）

第4章 介護予防訪問看護

第1節 介護予防訪問看護（第55条—第61条）